

重要事項説明書

1. 事業者の概要

名 称	医療法人 畏敬会
所在地	大分県大分市府内町 1 丁目 3 番 23 号
代表者名	井野邊 純一

2. 事業所の概要

名 称	訪問看護ステーションひかり
所在地	大分県大分市賀来南 2 丁目 1 番 1 号
電話番号	097-574-7538
指定年月日	平成 23 年 5 月 2 日
指定事業所番号	4460190269
管理者氏名	渡辺 由美

3. 事業の目的と運営の方針

- (1) 事業所は、地域との結びつきを重視し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の介護サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市区町村との密接な連携に努めるものとします。
- (2) サービスは利用者様の病状、心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、主治医と密接な連携を取りながら、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。
- (3) サービスは、利用者様の看護・介護に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (4) 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとします。

4. 営業日及び営業時間等

- (1) サービス提供
 - ① 営業日：月曜日～土曜日、祝祭日（年末年始：12/30～1/3 を除く）
注）電話等による日曜、年末年始の緊急時の看護要請に対応するものとします（緊急時訪問看護）。
 - ② 営業時間：8 時 30 分～17 時 30 分
注）電話等による 24 時間対応体制を取り、緊急時の看護要請に対応するものとします（緊急時訪問看護）。
但し、地域によっては、24 時間のサービスを提供することができない場合がございますので、予めご了承ください。
- (2) サービス受付
 - ① 営業日：月曜日～土曜日、祝祭日（年末年始：12/30～1/3 を除く）
 - ② 営業時間：8 時 30 分～17 時 30 分
- (3) サービス実施地域
大分市全域（大在、坂ノ市、佐賀関を除く）、由布市（挾間町、庄内町）

5. 事業所の職員体制

	資 格	職務の内容	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	従業者を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。	1 人	-	1 人
サービス従事者	正看護師 准看護師	居宅における療養上の世話及び医師の指示に基づく検査・医療処置の提供	人 人	人 人	人
	理学療法士・作業療法士 又は言語聴覚士	居宅における医師の指示に基づく日常生活動作訓練の提供	-	人	人

6. サービス利用料金

(1) 介護保険が適用される場合

- ① サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護サービス費（介護報酬）準拠した次の金額となり、以下の A 又は B の金額に C の金額を加算した金額となります。

また、利用者負担額は、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額となります。
利用者負担額は、介護保険負担割合証の割合に応じて変わります。

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合。

	介 護 保 険		介 護 予 防 保 険	
	サービス 利用料金	利用者 負担額	サービス 利用料金	利用者 負担額
20 分未満（1 回につき）	3,140 円	314 円	3,030 円	303 円
30 分未満（1 回につき）	4,710 円	471 円	4,510 円	451 円
30 分以上 1 時間未満（1 回につき）	8,230 円	823 円	7,940 円	794 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満（1 回につき）	11,280 円	1,128 円	10,900 円	1,090 円

注）20 分未満の訪問については、週 1 回以上 20 分以上の訪問看護の利用が必要です。

B. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行った場合。

	介 護 保 険		介 護 予 防 保 険	
	サービス利用料金	利用者負担額	サービス利用料金	利用者負担額
1 回あたり 20 分以上	2,930 円	293 円	2,830 円	283 円

注1) 1 日 2 回を超えて訪問看護を行う場合、1 回につき所定単位に介護保険は 90/100 を介護予防保険は 50/100 を乗じます。

注2) 利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 50 円を減算する。

C. 上記、A 又は B のサービス料金に以下の料金が加算される場合がございます。

	介 護 保 険	
	サービス利用料金	利用者負担額
緊急時訪問看護加算（月に 1 回）	6,000 円	600 円
特別管理加算（Ⅰ）（月に 1 回）	5,000 円	500 円
特別管理加算（Ⅱ）（月に 1 回）	2,500 円	250 円
退院時共同指導加算	6,000 円	600 円
初回加算Ⅰ（退院・退所当日訪問時）	3,500 円	350 円
初回加算Ⅱ（初回訪問時）	3,000 円	300 円
長時間訪問看護加算	3,000 円	300 円
看護・介護職員連携加算（月に 1 回）	2,500 円	250 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	60 円	6 円
ターミナルケア加算（月に 1 回）	25,000 円	2,500 円

注 1) 担当のサービス従事者が准看護師の場合には、そのサービス利用料金は上記 A の金額 90% となります。

注 2) 通常の時間帯(午前 8 時～午後 6 時)以外の時間帯にサービスを提供する場合には、1 回のサービスにつき、次の割合でサービス利用料金に割増料金が加算されます。

- ・ 早朝 (6 時～8 時)、夜間 (18 時～22 時) : 25%
- ・ 深夜 (22 時～6 時) : 50%

- ② 緊急時訪問看護加算は、事業所が利用者様又はそのご家族に対して 24 時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合において、利用者様の同意を頂いた上で、上記料金が加算されます。
- ③ 特別管理加算 I
以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に、月 1 回算定されます。
- イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
 - ロ) 気管カニューレを使用している状態。
 - ハ) 留置カテーテルを使用している状態。
- ④ 特別管理加算 II は、以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合において、上記料金に加算されます。
- イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
 - ロ) 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態。
 - ハ) 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態。
 - ニ) 重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡の状態)
- ⑤ 退院時共同指導加算は、病院・介護老人保健施設に入院・入所中の利用者に対して、主治医等と連携して在宅における必要な指導を行った場合に退院又は退所後の初回の訪問の際に 1 回算定されます。(特別な管理を要する利用者である場合 2 回を限度)
- ⑥ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成した利用者様に対して、訪問看護を提供した場合に初回の訪問月に算定されます。
- ⑦ 長時間訪問看護加算は、特別な管理を必要とする利用者様で、通算した訪問看護時間が 1 時間 30 分以上となるときは、加算されます。
- ⑧ 看護・介護職員連携強化加算は、訪問介護事業所と連携してたんの吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合算定されます。
- ⑨ サービス提供体制強化加算 I 1 は、勤続年数 7 年以上の職員を 30% 以上配置し、一定の要件を満たした事業所に算定されます。
- ⑩ ターミナルケア加算は、利用者様がお亡くなりになられた日及びお亡くなりになる前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者様又はご家族に対して説明し、ターミナルケアを行った場合に算定されます。(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)。
- ⑪ 給付支給限度額を超えた分のサービス利用料金につきましては、全額利用者様にご負担頂きます。(緊急時訪問看護加算・特別管理加算・ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外です。)

(2) 医療保険が適応される場合
医療保険適用

自己負担割合 (受給者証に記載)	1 割			2 割			3 割		
訪問看護 算定項目	基 本 療養費	管 理 療養費	合 計	基 本 療養費	管 理 療養費	合 計	基 本 療養費	管 理 療養費	合 計
【基本部分】									
訪問看護基本療養費Ⅰ									
月の初日	555 円	767 円	1,322 円	1,110 円	1,534 円	2,644 円	1,665 円	2,301 円	3,966 円
月の2日目以降	555 円	300 円	855 円	1,110 円	600 円	1,710 円	1,665 円	900 円	2,565 円
週4日目以降の加算	100 円		100 円	200 円		200 円	300 円		300 円
訪問看護基本療養費Ⅱ									
月の初日	278 円	740 円	1,018 円	556 円	1,480 円	2,036 円	834 円	2,220 円	3,054 円
月の2日目以降	278 円	298 円	576 円	556 円	596 円	1,152 円	834 円	894 円	1,728 円
週4日目以降の加算	100 円		100 円	200 円		200 円	300 円		300 円
訪問看護基本療養費Ⅲ	850 円		850 円	1700 円		1700 円	2550 円		2550 円
【加算・その他の療養費】									
難病等複数回訪問加算									
1日2回			450 円			900 円			1,350 円
1日3回以上			800 円			1,600 円			2,400 円
長時間訪問看護加算(週1回)			520 円			1,040 円			1,560 円
緊急訪問看護加算			265 円			530 円			795 円
24時間対応体制加算(月1回)			680 円			1,360 円			2,040 円
DX情報活用加算(月1回)			50 円						
ベースアップ評価兩(月1回)			780 円						
情報提供療養費(月1回)☆			150 円			300 円			450 円
特別管理加算(月1回)			250 円			500 円			750 円
特別管理加算(重症) (月1回)			500 円			1,000 円			1,500 円
退院時共同指導加算 (退院退所前)			800 円			1,600 円			2,400 円
退院支援指導加算(退院日)			600 円			1,200 円			1,800 円
退院支援指導加算 (退院日長時間)			840 円			1,680 円			2,520 円
在宅患者連携指導加算 (月1回)			300 円			600 円			900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回迄)			200 円			400 円			600 円
訪問看護ターミナルケア 療養費			2,500 円			5,000 円			7,500 円
早朝・夜間加算			210			420			630
深夜加算			420			840			1,260

【サービス利用料金の説明 医療保険適用・保険適用外】

1 医療保険が適用される場合

前表のとおり、医療保険が適用されるサービスを提供します。算定項目の内容は、次のとおりです。

①訪問看護基本療養費Ⅰ

主治医が訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合には、医療保険から給付が行われ、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金を利用者様にご負担頂きます。なお、利用者負担金は、医療報酬から利用者様の医療保険給付額を控除した金額となります。また、前の表とおり、管理療養費（訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に提出し計画的な管理を行う費用）と合わせて算定します。

②訪問看護基本療養費Ⅱ

同一日に、同一建物の3人以上に、同一の指定訪問看護ステーションより訪問看護を行う場合、算定の対象となります。

③訪問看護基本療養費Ⅲ

指定訪問看護を受けようとする利用者様で、在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、訪問看護が必要であると認められた場合算定されます。

④難病等複数回訪問加算

難病の場合や特別訪問看護指示を受けて1日に複数回サービスを提供した場合に算定されます。

⑤長時間訪問看護加算

特別訪問看護指示期間や人工呼吸器を使用している状態等の利用者様への訪問看護が1時間30分を越えた場合に、週1回算定されます。

⑥緊急訪問看護加算

利用者様又はご家族の求めに応じて行われた主治医の指示により、事業所が、緊急にサービスを提供した場合に、1日につき料金が算定されます。

⑦24時間対応体制加算

24時間対応体制加算は、利用者様又はそのご家族から電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制を取っていて、かつ緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、利用者様の同意を頂いた上で月1回料金が算定されます。

⑧DX情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で計画的な管理を行った場合に月1回算定されます。

⑨ベースアップ評価料

訪問看護ステーションの処遇改善を目的として設けられた評価料です。月に1回算定されます。

⑩情報提供療養費

利用者様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、利用者様の居住地を管轄する市区町村等からの求めに応じて、利用者様へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、利用者様の同意を頂いた上で月1回料金が算定されます。

⑪特別管理加算(重症)

以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に、月1回算定されます。

- イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。
- ロ) 気管カニューレを使用している状態。
- ハ) 留置カテーテルを使用している状態。

⑫特別管理加算

以下に該当する状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合に、月 1 回算定されます。

- イ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- ロ) 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態。
- ハ) 在宅患者訪問点滴注射指導管理を受けている状態。
- ニ) 重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡の状態）

⑬退院時共同指導加算

保険医療機関の退院又は介護老人保健施設の退所に当たって、入院中又は入所中に、主治医等と事業所の看護職員（准看護師を除く）が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定されます。

⑭退院支援指導加算

保険医療機関からの退院日に、事業所の看護職員（准看護師を除く）が在宅での療養上の必要な指導を行った場合に、初日の訪問看護の実施日に 1 回に限り訪問看護療養費に加算されます。

⑮退院支援指導加算(退院日長時間)

厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する人に対して、保険医療機関からの退院日に、長時間にわたる療養上の必要な指導を行った時に算定されます。

⑯在宅患者連携指導加算

医療関係職種間で月 2 回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえて利用者様又はご家族に指導を行った場合に月 1 回算定されます。

⑰在宅患者緊急時等カンファレンス指導加算

在宅での療養を行っている利用者様の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と共同で利用者様宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に月 2 回まで算定されます。

⑱訪問看護ターミナルケア療養費

利用者様がお亡くなりになられた日及びお亡くなりになられる前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について利用者様又はご家族に対して説明し、ターミナルケアを行った場合に算定されます。（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

⑲早朝・夜間加算は 6 時～8 時・18 時～22 時、深夜加算は 22 時～6 時 に訪問看護を提供した際に算定されます。

⑳特別訪問看護指示書

急性増悪により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。1 月につき 1 回の指示で、14 日間まで訪問します。ただし、気管カニューレを使用している場合又は重度の褥瘡がある場合は、1 月につき 2 回の指示を受けることが出来ます。

㉑回の利用時間は、30 分以上 1 時間 30 分未満を標準とします。

但し、⑤長時間訪問看護加算に該当する場を除きます。

2 保険適用外の場合

次表のとおり、保険適用外のサービスは全額自己負担にて行います。

保険適用外

その他利用料	ご利用料金	適用
1. 死後の処置	10,000円	訪問看護と連続して行われるもの

- 上記の利用料は（介護保険適用）（医療保険適用）サービスの超過分として発生します。
- 上記（保険適用外）サービスは、説明の上、利用者様の選択・同意に基づいて提供します。

7. 交通費その他の費用

- (1) 従事者がサービスを提供するため、利用者様宅を訪問する際にかかる交通費は、前記サービス実施地域内にお住まいの利用者様につきましては、無料となります。
- (2) 前記サービス実施地域外にお住まいの利用者様につきましては、事業所に対して交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、サービス実施地域を超えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費〔10円／km〕（消費税込）、有料道路代、通行料となります。

8. キャンセル料

- (1) 利用者様がサービスの利用の中止（以下、「キャンセル」という。）をする際には、速やかに事業所まで連絡しなければならないものとします。
- (2) 利用者様のご都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の24時間前までに連絡しなければならないものとします。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は24時間以内のキャンセルにつきましては、利用者様に次のキャンセル料をお支払い頂きます。但し、利用者様の様態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は頂きません。

連絡時期	キャンセル料金
本サービス実施予定時間の24時間前まで	無料
本サービス実施予定時間の24時間以内	サービス利用料金の1割

- (3) キャンセル料金は、当月分のサービス利用料金の支払いに合わせてお支払い頂きます。

9. お支払方法

利用実績に基づいて1ヶ月毎のご請求となります。

月末に集計した利用料金等の利用明細書（請求書）を翌月10日前後にご連絡いたします。

お支払いは、現金又は口座引落等をお願いいたします。

なお、口座引落を希望される方は、ご連絡ください。

1 0．訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成等

- (1) 看護師は、利用者様のご希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標及び目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書を作成するものとします。
- (2) 看護師は、訪問看護計画書の作成にあたって、その内容について利用者様又はそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書は、これを利用者様に交付するものとします。
- (3) サービス従事者は、サービスの提供を訪問看護計画書に沿って計画的に行うものとします。
- (4) 看護師は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします。
- (5) 事業所は、利用者様の要望等により訪問看護計画の変更又は中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業所等の助言及び指導等に基づいて、訪問看護計画を変更又は中止するものとします。

1 1．サービス内容

事業所は、下記サービス内容の中から、訪問看護計画に基づき、指定された時間帯に、サービスを提供するものとします。

- ① 症状、障害の観察、② 医療的配慮の必要な利用者様の清拭、洗髪等による清潔の保持、③ 医療的配慮の必要な利用者様の食事及び排せつ等日常生活の世話、④ 褥瘡の予防、処置、⑤ リハビリテーション、⑥ ターミナルケア、⑦ 認知症の利用者様の看護、⑧ 療養生活や介護方法の指導、⑨ カテーテル等の管理、⑩ その他医師の指示による医療処置。

1 2．事業所及びサービス従業者の義務

- (1) 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- (2) 事業所は、サービス従事者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (3) 事業所は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。
- (4) 事業所は、訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存し、利用者様及びその後見人又は家族の請求に応じてこれを開示するものとします。

1 3．緊急時及び事故発生時の対応

事業所は、サービス提供中又はサービスの提供により、利用者様の容態に急変が生じ又は事故が発生した場合その他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治医への連絡を行い、指示を求め、市区町村、利用者様にかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。

1 4．その他留意事項

- ① 利用者様及びそのご家族は、本契約で定められた業務以外の事項をサービス従事者に依頼することはできません。
- ② サービス従事者は、主治の医師の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を

行うものとします。

- ③利用者様の担当となるサービス従事者の選任及び変更は、利用者様に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業所が行うものとし、利用者様がサービス従事者を指名することは原則できません。予めご了承ください。
- ④利用者様が、担当のサービス従事者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由がある場合は、事業所までお申し出ください。
- ⑤訪問予定時間は、交通事故等により前後することがありますので、予めご了承ください。
- ⑥サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ⑦サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切お預かりすることができませんので、予めご了承ください。
- ⑧現金や貴重品は室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
- ⑨サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮は、遠慮させていただきます。
- ⑩利用者様及びそのご家族は、利用者様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気、水道又はガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可するものとします。
- ⑪利用者様、そのご家族及びその付添人は、道路運送法上の許認可を受けた車両を除き、事業所の使用する自動車に乗車することはできません。

15. サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容はこれを記録及び保存し、常にサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情等受付担当者	事業所の従事者
苦情等解決責任者	事業所の管理者
受付時間	8時30分～17時30分（休業日を除く）
電話番号	097-574-7538

注）苦情対応の基本手順

- ① 苦情の受付、② 苦情内容の確認、③ 苦情等解決責任者への報告、④ 苦情解決に向けた対応の実施、⑤ 原因究明、⑥ 再発防止及び改善の措置、⑦ 苦情等解決責任者への最終報告。⑧ 苦情申立者に対する報告。

(2) 行政機関その他苦情等窓口

市町村	受付窓口	大分市役所
	電話番号	097-534-6111
	受付窓口	由布市役所
	電話番号	0977-84-3111
国保連等	受付窓口	大分県国民健康保険団体連合会
	電話番号	097-534-8475
支払基金等	受付窓口	社会保険診療報酬支払基金 大分支部
	電話番号	097-532-8226

1 6. 個人情報の使用等及び秘密の保持

(1)事業所及びその従業者は、利用者様及びそのご家族の個人情報を、次に掲げるサービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供又は収集させて頂くとともに、利用者様及びそのご家族は、予めこれに同意するものとします。

なお、個人情報の利用目的を変更する場合には、予め通知又は公表するものとします。

- ① 利用者様にサービスを提供するために必要な場合。
 - ② 医療、介護保険請求に関する業務を行う場合。
 - ③ 医療、介護保険請求に関し、関係機関からの照会への回答を行う場合。
 - ④ 会計・経理上必要な場合（利用料の口座振替依頼書の取扱い等）
 - ⑤ 看護実習生等が臨地実習でサービス提供に関与する場合。
 - ⑥ サービス向上を目的とした事例検討を行う場合。
 - ⑦ 利用者様に関わる訪問看護計画の立案、作成及び変更に必要な場合。
 - ⑧ 利用者様に関わる訪問看護報告書の作成、主治医への提出を行う場合。
 - ⑨ サービス担当者会議その他、主治医、介護支援専門員、関係サービス事業所等との情報共有及び連絡調整等のため必要な場合。
 - ⑩ 利用者様が医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要のある場合（予め担当のサービス従事者により連絡先を確認させて頂きます）。
 - ⑪ 利用者様の容態の変化に伴い、ご親族、医療機関及び行政機関等に緊急連絡を要する場合。
 - ⑫ 行政機関の指導又は調査を受ける場合。
 - ⑬ サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による評価を受ける場合。
 - ⑭ 利用者様が自立した日常生活を営むことに資するよう、事業所が利用者様に対して、介護関連事業に関するアフターサービスを提供する場合。
 - ⑮ 医療、介護サービスや業務の維持・改善のための学会基礎資料とする場合。
- (2)事業所は、利用者様及びそのご家族の個人情報に関して、利用者様から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い開示又は訂正するものとします。
- (3)事業所及びその従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業者退職後及び本契約終了後も同様とします。

1 7. 虐待防止指針について

(1)虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 8. 業務継続計画の策定について

(1)事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【加算に関する同意の有無】

利用者様は、下記の加算に同意する場合には、「同意します」に丸印を、同意しない場合には、「同意しません」に丸印をご記入ください。

1. 介護保険適用の場合

利用者様は、緊急時訪問看護加算に（同意します・同意しません）。

2. 医療保険適用の場合

(1) 利用者様は、24 時間対応体制加算に（同意します・同意しません）。

(2) 利用者様は、情報提供療養費の加算に（同意します・同意しません）。

事業所は、利用者様又はそのご家族に対し、本重要事項説明書により重要事項、16 項に定める個人情報の使用等について説明し、利用者様及びそのご家族はサービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

説明日 令和 年 月 日

<利用者様> 住所

氏名.....印

<代理人> 住所

氏名.....印

<ご家族> 住所

氏名.....印

(利用者との続柄.....)

<事業者> 名 称 医療法人 畏敬会
所在地 大分市府内町 1 丁目 3 番 23 号
代表者 井野邊 純一

<事業所> 名 称 訪問看護ステーションひかり
所在地 大分市賀来南 2 丁目 1 番 1 号
管理者 渡邊 由美

説明者.....印